

(計量証明事業の登録の審査基準)

計量法

(準用)

第百十四条 第九十二条第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百十三条」と、(中略)読み替えるものとする。

(指定の基準)

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(登録の申請)

第百八条

五 その事業に係る業務に従事する者であって次に掲げるものの氏名(イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号)及びその職務の内容

イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士

ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

計量法施行規則

第四十条

3 法第百八条第五号ロの経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、特定計量器の性能及び使用方法その他の当該計量証明に使用する器具、機械又は装置についての使用上必要な知識その他の当該計量証明に必要な知識経験を有する者として経済産業大臣が別に定める基準に適合していると認められる者とする

(登録の基準)

第四十一条 法第百九条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 計量証明に使用する器具、機械又は装置(第二号又は第三号に掲げるものを除く。)が、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。

二 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶又は令第五条に掲げる特定計量器に該当するときは、当該計量証明に使用する器具、機械又は装置が当該計量証明の事業を適確に遂行するに足りるものであること。

三 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準

一 長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業にあつては、都道府県知事が実施する計量管理に関する試験に合格していること。

二 濃度の計量証明事業にあつては、環境計量士(濃度関係)の国家試験に合格し、環境計量講習(濃度関係)の受講を申請した後、いまだ受講すべき時期に至っていないこと。

三 音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明の事業にあつては、環境計量士(騒音・振動関係)の国家試験に合格し、環境計量講習(騒音・振動関係)の受講を申請した後、いまだ受講すべき時期に至っていないこと。